

公 告

次のとおり一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6第1項及び豊後大野市契約規則（平成17年豊後大野市規則第55号）第22条の規定に基づき公告する。

令和4年10月31日

豊後大野市 病院事業管理者 木 下 忠 彦

一 本案件は、地方自治法施行令第167条の10の2に規定する総合評価落札方式によるものである。

第1 競争に付する事項

| | | |
|---|--------------------------------------|--|
| 1 | 工 事 名 | 令和4年度 豊後大野市民病院消防設備更新工事 |
| 2 | 工 事 場 所 | 豊後大野市緒方町馬場 |
| 3 | 工 期 | 令和5年7月14日 |
| 4 | 工 事 概 要 | 病院構内の電気設備工事 1式 非常放送設備更新工事 1式 自動火災報知設備更新工事 1式 |
| 5 | 予 定 価 格 | 73,564,700円 (※予定価格×100/110=66,877,000円) |
| 6 | 低 入 札 価 格 調 査 基 準 価 格 (失格基準あり) | 67,679,524円 (※低入札価格調査基準価格×100/110=61,526,840円) |
| 7 | 総合評価に係る 加算店の最高点 | 10点 |

第2 競争入札に参加する者に必要な資格に関する事項

本案件については、次の1から3のすべての競争参加資格を満たしている者に限り入札参加を認める。

1 企業

次の表において、(1)から(5)のすべての要件を満たしていること。

| 区 分 | 要 件 | 備 考 |
|---------------|---------------------|---|
| (1) 業 種 | 電気工事 | 大分県が発注する工事契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格および資格審査の申請の時期等に関する告示(昭和39年大分県告示第481号)による資格認定(格付)を受けている者で、豊後大野市が発注する工事請負契約に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査の申請の時期等(平成21年豊後大野市告示第54号)により、豊後大野市に競争入札参加資格審査申請書を提出し登録されている者であること。 ※等級については、開札日現在とする。 |
| (2) 等 級 | A等級に格付けされていること。 | |
| (3) 許 可 区 分 | 特定又は一般建設業の許可を有すること。 | 建設業法第3条第1項第1号又は第2号 |
| (4) 施 工 実 績 | 下記3の(3)の施工実績を有すること | — |
| (5) 総合評定値(P点) | 下記3の(4)のとおり | — |

2 配置予定技術者

次の表において、(1)から(4)のすべての要件を満たす主任(監理)技術者を配置できること。

| | | |
|-----|----------|--|
| (1) | 国家資格等 | 上記1の(1)の業種に係る建設業法第7条第2号又は建設業法第15条第2号の資格を有すること。 |
| (2) | 監理技術者資格等 | — |
| (3) | 施工経験 | 建設業法(昭和24年法律第100号)第26条に規定される電気工事に係る主任(監理)技術者を当該工事に専任で配置できること。 |
| (4) | 雇用関係等 | 開札予定日以前3か月以上前に雇用された者であること。 ※ただし、以下の①又は②に該当する場合は、3か月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。 ①新型コロナウイルス感染症対策のため、全国全ての小学校、中学校、高等学校、特別支援学校について、臨時休業を行うよう要請されたことを受け、臨時休業に伴う育児のため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合。 ②配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合。 |

3 本店所在地等

次の表において、(1)の本店所在地に対応して、(2)から(4)の要件を満たしていること。

| | | | | |
|-----|-----------------|-------------------------------|--------|----------|
| (1) | 本店所在地 | 豊後大野市 | 大分県内 | 大分県外 |
| (2) | 支店等所在地 | — | — | 大分県内 |
| (3) | 企業における同種工事の施工実績 | 次の電気工事 請負代金額1,500万円以上の電気工事 | | |
| (4) | 総合評定値(P点) | — | 920点以上 | 1,500点以上 |

※ (1)本店＝建設業法に基づく主たる営業所 (2)支店等＝豊後大野市との契約について委任を受けた営業所

(3)企業における同種工事の施工実績の対象となる工事については、平成24年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までに完成し引渡を受けた工事とする。なお、工事は元請として施工したものとし、共同企業体の構成員として施工した場合は、出資比率が20%以上の場合に限る。

(4)総合評定値(P点)については、電気工事に係るものとし、審査基準日を令和2年10月1日から令和3年9月30日の間とする総合評定値通知書によるものとする。

(合併等により豊後大野市が入札参加資格の承継又は再認定を認めた場合はこの限りでない。)

第3 入札手続等

| | | | | |
|-----|---|---|---------------------|--|
| 1 | 担当部局 | 豊後大野市 財政課 契約検査室(豊後大野市役所4階) 住所: 879-7198 豊後大野市三重町市場1200番地 電話: 0974-22-1001(内線2431) | | |
| 2 | 設計図書の閲覧 | | | |
| (1) | 閲覧期間 | 自 令和4年11月1日 (火) 9時00分 至 令和4年11月22日 (火) 17時00分 | ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。 | |
| (2) | 閲覧場所 | 豊後大野市民病院ホームページ (http://www.bungo-ohno-hp.jp) | | |
| 3 | 公告等に対する質問 | | | |
| (1) | 受付期間 | 自 令和4年11月1日 (火) 9時00分 至 令和4年11月14日 (月) 17時00分 | ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。 | |
| (2) | 提出先 | 豊後大野市 財政課 契約検査室(豊後大野市役所4階) | | |
| (3) | 方法等 | 公告等に質問がある場合、(1)の期間内に(2)の部署へ書面を持参して提出すること。(任意様式) | | |
| 4 | 上記3の質問に対する回答(質問書の提出を受けた場合は、下記のとおり回答する。) | | | |
| (1) | 質問者への回答 | 質問者の提出を受けた日の翌日から起算して4日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を除く) | | |
| (2) | 閲覧期間 | 自 (1)の回答をした日 至 令和4年11月21日 (月) 17時00分 | ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。 | |
| (3) | 閲覧場所 | 豊後大野市 財政課 契約検査室(豊後大野市役所4階) | | |

5 技術資料及び競争参加資格証明資料(以下「技術資料等」という。)の提出

入札に参加する者は、下記のとおり技術資料等を提出すること。なお、作成方法は第6による。

| | | |
|-----------|--|---------------------|
| (1) 提出期間 | 自 令和4年11月1日 (火) 9時00分 | ※左のうち、開庁日の開庁時間内に限る。 |
| | 至 令和4年11月22日 (火) 17時00分 | |
| (2) 提出方法等 | 紙媒体による提出とする。 封書にし、豊後大野市 財政課 契約検査室へ厳封のうえ、提出すること。 | |

6 入札会（開札）

| | |
|----------|---|
| (1) 予定日時 | 令和4年11月25日 (金) 14時00分 |
| (2) 場所 | 豊後大野市役所 正庁ホール（豊後大野市役所4階） |
| (3) その他 | 1. 委任状による場合は、委任状を提出のこと。 |
| | 2. 次の各号に該当する入札は無効とする。 (1)入札者として資格のない者のした入札。 (2)競争入札に際し、不当に価格をせり上げ又は引き下げる目的で他人と連合したと認められる者のした入札。 (3)同一の入札について二以上の入札をした者の入札。 (4)同一の入札について二以上の入札者代理人となった者のした入札。 (5)入札金額の訂正に訂正印のない入札。 (6)入札金額、住所、指名、押印その他入札用件を認定し難い入札。 (7)郵送による入札。 |
| | 3. 入札回数は原則として1回とする。 |
| | 4. 入札者は見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。 |

7 入札金額内訳書の提出(入札書に添付すること)

| | |
|-------------|-----------------------|
| (1) 入札会（開札） | 令和4年11月25日 (金) 14時00分 |
| (2) 提出方法等 | 入札書に添付して提出すること。 |

第4 入札金額内訳書の作成等

| | |
|---|---|
| 1 | 入札書の提出時に併せて、入札金額内訳書を提出すること。 |
| 2 | 入札金額内訳書の様式は自由であるが、入札額の根拠とした工種、施工名称、数量、単価、金額などを明記すること。 |
| 3 | 紙媒体による提出とする。 |

第5 最低制限価格又は低入札調査基準価格

本案件は、下記表のうち、○印を付した制度を適用する。

| 区 分 | 適用 | 備 考 |
|---------------------------|----|---|
| 1 最低制限価格 | | |
| 2 低入札価格調査基準価格 (失格基準あり) | ○ | 本件入札において、最高評価値者の入札額が低入札価格調査基準価格を下回っている場合は、落札者の決定に当たり、豊後大野市低入札価格調査実施規程に基づき、低入札価格調査を実施する。(失格基準により失格となる場合は、次順位者とする。)なお、低入札価格調査に先立ち、「05 低入札価格調査制度について」に留意し、「08 低入札価格調査:提出書類様式①～⑤」により作成のうえ、提出すること。 ※提出期限は、低入札価格調査対象者決定後、契約担当者からなされる「低入札価格調査の実施について」の通知から5日以内とする。 ただし、期限内に資料提出がなされない場合は、「契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき」に該当すると判断する。 |

第6 技術資料等の作成等

競争参加資格を有することを証明するため及び技術評価点算出のため、第2の競争参加資格及び別表1の評価基準に留意のうえ、技術資料等を次のとおり作成し、提出すること。
 なお、作成に当たっては、下表によるほか、別添「技術資料等作成における注意事項」を参照すること。

| 証明(評価)事項等 | | 提出様式名 | 添付資料 |
|-----------|--------------------|-------|---|
| 1 | 表紙 | 別記様式1 | — |
| 2 | 企業に対する評価及び要件等 | | |
| | (1)同種工事の施工実績 | 別記様式2 | ・CORINSデータの写し ・契約書の写し等 |
| | (2)総合評定値(P点) | | ・総合評定通知書の写し(審査基準日が令和2年10月1日～令和3年9月30日の間で直近のもの) |
| | (3)工事成績評定点 | 別記様式3 | ・工事成績評定点通知書 |
| 3 | 配置予定技術者に対する評価及び要件等 | | |
| | (1)保有する資格等 | 別記様式4 | ・免許等の写し ・健康保険被保険者証の写し等 |
| | (2)同種工事の施工経験 | | ・CORINSデータの写し(契約書の写し) ・現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し |
| | (3)継続教育(CPD)の取組の有無 | | ・学習履歴証明書 |
| 4 | 地域貢献 | | |
| | (1)地域内における本店の所在地 | | ・直近の総合評定値通知書の写し |
| | (2)防災活動への貢献状況 | | ・本市と災害時等における緊急作業等についての協定書の写し |
| | (3)ボランティア活動の状況 | 別記様式5 | — |
| | (4)市内企業の活用 | 別記様式6 | — |
| 5 | 建設業法に基づく経営事項審査 | | |
| | (1)有効な経営事項審査等 | 別記様式2 | ・直近の総合評定値通知書の写し |

- ※1 添付資料については、上記のほか、技術評価の内容及び競争参加資格の内容が確認できる客観的資料に換えることができる。
- ※2 提出様式を提出しない場合(未記入及び評価内容が確認できない様式の場合を含む。)又は提出された資料で評価内容が確認できない場合は、該当するものがないものとし、評価点が一番低いものに該当するものとする。ただし、別記様式2の未提出又は未記入等については、欠格とする。
- ※3 別記様式1又は競争参加資格に係る様式の未提出(未記入及び様式が異なる等競争参加資格の内容が確認できない場合を含む。)、別記様式2が欠格若しくは提出された資料で競争参加資格を有していることが確認できない場合は、無効とする。
- ※4 技術資料、競争参加資格証明資料及び添付資料は、兼ねることができる。
- ※5 提出する資料は紙媒体によるものとする。
- ※6 提出された技術資料等は、技術評価点の算出及び競争参加資格の確認以外に使用しない。また、提出された技術資料等は返却しない。

第7 総合評価に関する事項等

| | | |
|---|------------|---|
| 1 | 総合評価の方法 | 入札に参加しようとする者は、第6に掲げる技術資料を提出することとし、提出された技術資料に基づき、2により評価値を算出し評価する。 |
| 2 | 評価項目及び評価基準 | <p>評価項目及び評価基準は別表1によるものとする。</p> <p>(1)評価値の算出方式 評価値は、次の算出方式により算定する。 ア 評価値＝技術評価点／入札価格×(定数 1,000,000) イ 技術評価点＝標準点＋加算点 なお、入札価格の単位は円とする。また、加算点は小数第1位まで表示し、評価値は小数第5位まで表示する(第6位を四捨五入)。</p> <p>(2)技術評価点 競争参加資格を満たす入札参加者全員に標準点(100点)を与え、さらに別表1により評価した評価項目について、10点の範囲で加算点を加える。</p> <p>(3)加算点の算出方法 別表1の評価項目及び評価基準に基づき、それぞれの得点合計に応じて、10点を最高点として換算して求められる点数を加算点とする。</p> |

第8 入札参加資格事項等の共通事項

| | | |
|---|-----------|---|
| 1 | 入札参加制限の有無 | 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。 |
| 2 | 指名停止の有無 | 豊後大野市が発注する建設工事等の契約に係る指名競争入札参加者の資格を有する者に対する指名停止等措置要領(平成17年豊後大野市告示第65号。以下「指名停止要領」という。)に基づく指名停止期間中でないこと。 |
| 3 | 不渡りの有無 | 開札予定日以前3箇月以内に、手形交換所で不渡手形若しくは不渡小切手を出した事実又は銀行若しくは主要取引先からの取引停止等を受けた事実がある者でないこと。 |
| 4 | 倒産手続等の有無 | 破産法(平成16年法律第75号)の規定に基づく破産の申立て、会社更生法(平成14年法律第154号)の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)の規定に基づく申立てがなされていない者であること。(会社更生法 の規定に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定に基づく再生手続開始の申立てがなされた者であつて、更生計画の認可が決定し、又は再生計画の認可の決定が確定した者を除く。) |
| 5 | 関連会社等の参加 | <p>本案件札に関連会社が入札に参加していないこと。(同一の共同企業体に構成員として参加する場合を除く。)</p> <p>なお、関連会社とは、次のいずれかに該当する場合とする。</p> <p>(i)資本関係</p> <p>①親会社と子会社の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合</p> <p>②親会社を同じくする子会社同士の関係 親会社の子会社に対し、株(出資金)の過半数を所有(出資)している場合</p> <p>③協同組合等とその構成員(組合員)等の関係 協同組合等及び構成員(組合員)等のいずれもが、市の入札参加資格を有している場合に限る。</p> <p>(ii)人的関係</p> <p>①一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>②一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人(以下単に「管財人」という。)を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>③一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合に限る。</p> <p>・ただし、①については、会社等の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続きが存続中の会社等又は更生会社(会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。)である場合は除く。</p> <p>・会社等の役員は、取締役(指名委員会等設置会社にあつては執行役)、持分会社(合名会社、合資会社若しくは合同会社をいう。)の業務を執行する社員、組合の理事又はこれらに準ずる者をいい、監査役は除く。</p> <p>なお、個人にあつては事業主、市外に本店を有する者にあつて豊後大野市との契約について委任を受けた営業所がある場合はその長(支店長や営業所長等)を含む。</p> <p>※上記に該当する関連会社同士が入札に参加した場合は、参加したすべての関連会社に対して、指名停止要領に基づく指名停止をすることがある。</p> <p>また、参加したすべての関連会社の行った入札は無効とし、いずれかが最低価格入札者となった場合は、他の者のうち最低の価格で入札した者を落札者とする、</p> |
| 6 | 技術的能力の審査 | 第6において提出を求める技術資料で、施工計画に関する評価項目に関して、記載が全くない等、技術資料の評価項目のいずれも欠格に該当する者でないこと。 |

第9 競争参加資格がないと認められた者に対する理由の説明

| | | |
|---|-------|--|
| 1 | 説明の請求 | 競争入札参加資格がないと認められた者は、第10の3(5)の通知の日の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、契約担当者に対して、競争参加資格がないと認められた理由についての説明を求めることができるものとする。なお、説明の請求は書面(様式自由)を持参して提出するものとし、郵送又は電送によるものは受け付けられないものとする。 提出場所は、第3の1に同じ。 |
| 2 | 回答 | 1の書面を提出した者に対しては、競争入札委員会の議を経たうえで書面により回答する。なお、回答は1の請求期限の翌日から起算して5日以内(土曜日、日曜日及び祝日等の休日を含まない。)に、行うものとする。 |

第10 その他の事項

| | | |
|---|-------------------------------|---|
| 1 | 入札保証金及び契約保証金 | (1) 入札保証金 免除 (2) 契約保証金 納付 ただし、利付国債の提出又は金融機関若しくは保証事業会社の保証をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。 |
| 3 | 事後審査及び落札者の決定方法 | (1) 競争参加資格の確認は、開札し、評価値が決定した後に行うものとする。 (2) 開札後は、落札者の決定を保留する。 (3) 評価値決定後、入札参加者から提出された競争参加資格証明資料を予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした者のうち、最高評価値者について審査し、最高評価値者が競争参加資格を満たしているを確認した場合には、最高評価値者を落札者とし、競争参加資格を満たしていないと確認した場合には、予定価格の制限の範囲内をもって申し込みをした他の者のうち、最高の評価値の者(以下「次順位者」という。)の競争参加資格を確認した上で、次順位者を落札者とする。(なお、次順位者が競争参加資格を満たしていない場合は、順に同様の手続を行う。) (4) 評価値の最も高い者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。 (5) (3)により競争参加資格を満たしていない者が行った入札については、無効とし、その結果を通知する。 (6) 落札者の決定は、原則として即時行うものとする。ただし、評価値の最も高い者が競争参加資格を満たしていない場合又は低入札価格調査を実施する場合は、この限りでない。 |
| 4 | 入札の無効等 | (1) 入札の無効の取り扱い 公告に示した競争参加資格のない者のした入札、技術資料等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札開始前の注意事項並びに入札に関する条件に違反した入札は無効とし、無効の入札を行った者を落札者としていた場合には落札決定を取り消す。 (2) 談合情報の取り扱い ① 総合評価における談合の認定基準 談合情報の落札予定者の入札価格が最低価格入札者の入札価格(調査基準価格未満を除く。)と一致している場合は、事情聴取等の調査を実施する。ただし、最終的な入札結果の落札者と談合情報の落札予定者が一致しない場合は談合とは認定しない。 ② 談合があったと認定した場合の対応 公正入札調査委員会が談合があったと認定した場合は、豊後大野市契約規則第28条第2号を適用し、当該入札を無効とし、一般競争入札の場合にあつては、当該入札参加者を排除する旨の要件を加えた上で再度、入札公告を行う。 |
| 5 | 支払い条件 | (1) 前金払 各会計年度に豊後大野市が設定する出来高予定額の10分の4以内 (2) 部分払 各会計年度に豊後大野市が設定する支払限度額の範囲内 |
| 6 | 低入札価格調査を受けた者との契約に係る契約保証金及び前金払 | 低入札価格調査を受けた者との契約については契約の保証の額を請負代金の10分の3以上とする。また、前金払においては請負代金の10分の2以内とする。 |
| 7 | 再苦情申立て | 第9の2の通知を受理した者であつて、回答書による説明に不服がある者は、契約担当者を経由し、市長に対して再苦情の申立てをおこなうことができる。 |
| 8 | その他 | (1) 資料に虚偽の記載をした場合においては、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 (2) 契約担当者は、入札後、落札決定をするまでの間に落札候補者が次のア又はイのいずれかに該当した場合は、当該落札候補者の行った入札を無効にするものとする。なお、イの要件のうち、第2の2に定める配置予定技術者に係る要件を満たさなくなった場合は、別添「技術資料等作成における注意事項」4の(7)により取り扱うものとする。 ア 指名停止要領に基づく指名停止措置を受けたとき(要領に基づく指名停止措置要件に該当するに至った場合を含む)。 イ 入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなったとき。 (3) 契約担当者は、落札決定後に落札者が指名停止措置に基づく指名停止措置を受けた場合(要領に基づく指名措置要件に該当する場合に至った場合を含む。)において、指名停止措置が重大であると認められるときは、落札決定の取消し又は契約の解除を行うことができるものとする。 (4) 契約担当者は、落札決定後、契約締結までの間に落札者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合、(第8の2の場合は除く。)は本契約までの間に落札者が(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、落札決定の取消しを行うものとする。 (5) 契約担当者は、契約締結後に契約者が入札公告に掲げる競争参加資格の要件を満たさなくなった場合、(第8の2の場合は除く。)は契約の解除を行うことができるものとする。 (6) 最低価格入札者、落札候補者、落札者及び契約者(以下「落札者等」という。)は、入札後に(2)のア又はイのいずれかに該当した場合は、契約担当者に速やかに申し出ること。 また、(2)から(5)までの入札の無効又は落札決定の取消し若しくは契約の解除等について、契約担当者は損害賠償の責を一切負わないものとする。 (7) 豊後大野市契約規則第23条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがある著しく不相当であると認めるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とする。ことがある。 (8) 落札者等には、共同企業体各構成員も含まれる。 (9) 当該工事に係る下請負契約については、豊後大野市に本店を有している者を優先して活用するよう努めること。 (10) 当該工事に係る工事用資材及び用品等については、豊後大野市で調達するよう努めること。 |

別添

技術資料等作成における注意事項

| 証明事項等 | | 提出様式 | 注意事項 |
|-------|----------------|-------|---|
| 1 | 表紙 | 別記様式1 | 当該様式が添付されていない場合は、競争参加資格を満たしていないこととし、入札を無効として取り扱う。 なお、紙媒体による提出であり、必ず代表者(委任者)印を押印すること。 |
| 2 | 企業に対する評価及び要件等 | | |
| | (1) 同種の工事の施工実績 | 別記様式2 | 第2の3の(3)に係る競争参加資格又は別表1の評価基準の対象となる同種工事の内容等について、別記様式2に記載すること。(競争参加資格の対象となる工事と評価基準の対象となる工事が同一の場合、記載する工事は一件だけで良い。) また、記載した事項について、競争参加資格及び評価内容が確認できるようC O R I N Sデータ(「登録内容確認書」等J A C I Cの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し等客観的な資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、競争参加資格及び評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所等の写し等)を併せて提出すること。 なお、当該様式が添付されていない場合(競争参加資格又は評価項目に係る事項について、記載されていない場合を含む。)及び提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は入札は無効とし、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとして取り扱う。 |
| | (2) 総合評定値(P点) | | 第2の3の(4)に係る総合評定値(P点)について、別記様式3に記載すること。(審査基準日が令和2年10月1日～令和3年9月30日間とするもので直近のもの。) 総合評定値通知書の写しを提出すること。 |
| | (3) 工事成績評定値 | 別記様式3 | (1) 過去5年間に完成検査を受けた工事に係る工事成績評定値及びその平均値について、別記様式3に記載すること。なお、当該様式の提出がない場合及び記載がされていない場合は、対象となる工事成績評定値がないものとみなす。 (2) 記載にあたっては、次の要領に従って作成すること。 ① 大分県(土木建築部・教育庁(教育財務課))及び芸術文化短期大学が発注し、平成29年4月から令和4年3月の間に完成検査を受けた電気工事について記載すること。 ※看護大発注工事は、平成30年4月1日以降履行したものに限り。 ② 豊後大野市が発注し、平成29年4月から令和4年3月の間に完成検査を受けた電気工事について記載すること。 ③ 記載すべき工事を記載していないもの及び対象外の工事を記載しているもの(以下「記載もれ等」という。)の場合の評価の方法は、次のとおり取り扱う。 i 記載もれ等の結果、評定値に変更がない場合は、記載された工事により評定値を算定する。 ii 記載もれ等の結果、下位の評定値に該当することとなる場合は、記載された工事により評定値を算定する。 iii 記載もれ等の結果、上位の評定値に該当することとなる場合は、評価基準のうち一番低いものに該当するものとする。 ④ 共同企業体の構成員として施工した工事の成績も含むものとする。 ⑤ 件数が多いため、様式が複数枚に及ぶ場合には、「総件数」欄及び「平均値」欄は、最後の様式のみに記載すること。なお、平均値は、小数第2位を切捨とする。 ⑥ 対象となる工事成績評定値がない場合は、実績なしと記載すること。なお、平均値は74点未満とみなす。 ⑦ 記載すべき工事成績評定値を記載していない場合は、虚偽の記載とされる場合があるので注意すること。 ⑧ 公告日以前に平成29年4月から令和4年3月に完成検査を受けた工事の工事成績評定値に関する修正通知があった場合は、修正通知に記載された工事成績評定値を記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いは上記③に記載したとおりとする。 ⑨ 合併等をしている場合は、対象となる消滅会社等の工事成績評定値を含めて記載すること。なお、記載が異なる場合の取り扱いは上記③に記載したとおりとする。 |

| 証明事項等 | 提出様式 | 注意事項 |
|-----------------------------|-------|--|
| 3 配置予定技術者に対する評価及び要件等 | | |
| (1) 保有する資格 | 別記様式4 | <p>第2の2に係る競争参加資格等について別記様式4に記載すること。 また、記載した事項について、競争参加資格が確認できるよう免許等の写し及び健康保険被保険者証の写し等を添付すること。 なお、提出された資料により競争参加資格が確認できない場合は、入札を無効とする。</p> |
| (2) 同種工事の施工経験 | | <p>別表1の評価基準の対象となる同種工事の施工経験等について別記様式4に記載すること。 ※工期途中で技術者の変更があった場合は、全体工期の1/2以上の期間(全体工期が1年以上の場合は6か月以上)について従事している場合に限り評価する。(工場製作の過程を含む工事においては上記にかかわらず、現地施工に係るすべての期間について従事している場合に限り評価する。) また、記載した事項について、評価内容が確認できるようCORINSデータ(「登録内容確認書」等JACICの証明印のあるものに限る。)の写し、契約書の写し、現場代理人・主任(監理)技術者通知書の控の写し等の資料を添付すること。※契約書の写しの場合は、評価内容が確認できる書類(設計図書のうち、当該部分が記載されている箇所等の写し等)を併せて提出すること。 ただし、提出された資料により、評価内容の確認ができない場合は最も低い評価点に該当するものとする。 なお、現場代理人としての経験については、下記のとおり取り扱う。 ① 技術評価については、現場代理人として配置された時点で「別添3」に記載のある当該業種に応じた資格を有していた場合は評価の対象とする。</p> |
| (3) 継続教育(CPD)の取組の有無 | | <p>別表1の評価基準に留意のうえ、配置予定技術者に係る過去1年間の継続教育(CPD)の取組状況【※(公社)日本建築士会連合会、(公社)空気調和・衛生工学会に係るものに限る。】について、別記資料4に記載するとともに、学習履歴証明書を提出すること。 なお、証明書の証明日は、令和3年4月1日以降、技術資料等提出期限の日までのものに限る。 また、取得単位数については、証明日から過去1年間のユニット数により評価する。</p> |
| (4) 配置予定技術者の評価方法及び記載に係る注意事項 | | <p>①配置予定の技術者として複数の候補技術者を記載する場合 評価については、評価点の最も低い技術者により評価する。(工場製作の過程を含む工事は、現地施工に配置する技術者のみを評価する。) ただし、複数の候補技術者を記載した場合において、公告第2の2に掲げる要件を満たしていない(満たしていることが確認できない場合を含む。)技術者を記載していた場合、当該技術者は配置予定の技術者として認めないものとし、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。(※記載した技術者のすべてが配置予定技術者として認められない場合は、競争参加資格を満たしていないものとし、入札を無効として取り扱う。) ②同一の技術者を重複して複数の工事の配置予定技術者とする場合 入札後に配置予定の技術者が配置できないこととなった場合は、開札予定日時までに、発注者に対しその旨を記載した書面(任意様式)を提出すること。(開札後の書面提出は受け付けない。)なお、この場合の入札は無効扱いとする。 ただし、前記書面を提出することなく、落札(予定)者となり、配置予定技術者を配置することができない場合(病気、死亡、退職等やむを得ない場合を除く。)は、指名停止要領に基づく指名停止を行う。</p> |
| (5) 配置予定技術者の3か月未満の運用について | | <p>以下の①に該当する場合は、3か月未満の雇用関係であっても差し支えないものとする。 ①配置予定技術者が新型コロナウイルス感染症に罹患したため、当該建設業者に要件を満たす技術者がいない場合。</p> |

| 証明事項等 | 提出様式 | 注意事項 |
|------------------|-------|---|
| 4 地域貢献等 | | |
| (1) 地理的条件 | — | 下記5の総合評定値通知書の写しにより、本店所在地を確認する。 なお、通知後、所在地に変更があった場合は、当該事実が確認できる資料(建設業法第11条の規定に基づく変更届出書写し等)を併せて提出すること。 |
| (2) 防災活動への貢献の状況 | — | 公告日現在、豊後大野市との防災(災害)協定書の写しを提出すること。 |
| (3) ボランティア活動の状況 | 別記様式5 | 豊後大野市内におけるボランティア活動実績を、別記様式5に記入のうえ提出すること。 |
| (4) 市内企業の活用計画 | 別記様式6 | 当該工事に係る市内企業の活用計画について、別記様式6に記載すること。評価対象は1次下請契約とする。 なお、当該様式の未提出及び未記入等の場合は、評価基準のうち配点が一番低いものに該当するものとする。 ※市内企業とは、豊後大野市内に建設業法上の主たる営業所(本店)を有する企業とする。市外に主たる営業所(本店)があり、市内に支店、営業所等がある企業は、ここでの市内企業には当たらない。 |
| 5 建設業法に基づく経営事項審査 | | |
| (1) 有効な経営事項審査等 | 別記様式2 | 開札予定日現在で有効な経営事項審査を受けていることを確認するため、直近の経営事項審査に係る総合評定値通知書の通知年月日及び審査基準日を別記様式2に記載し、総合評定値通知書の写しを提出すること。 |
| 6 自己採点表 | | |
| (1) 自己採点表 | 別記様式7 | 別表1の評価基準を十分に確認のうえ、採点の誤りや記入漏れがないよう注意し提出のこと。 |